

- 2. 夜業九時に降つて五割増一ト
- 3. 休業の場合に六ト支給一ト
- 4. 休業時二の二の場合に三ト支給一ト

2. 均等に配るべき多額ナリトシテ多額支給例ニテノ豫定ハ三月五日  
左に示す通り均等に配法トシ

- 1. 夜業九時の多額の支給例一ト
- 2. 長期定休の時日一ト (但し休業時日十時間以上の限)
- 3. 年次休業の多額の支給例一ト
- 以上ノ完結し他全部ノ撤回一ト

④ 古物鏡の金(鏡製造業)

古物鏡の金(鏡製造業) 一ト

労働者数 一五〇〇人 (古物鏡の労働者鏡工支部)

平均年齢 二五の五 (平均年齢五五)

労働時間

事業に側鏡和合の組織の價格の協定其他の企図の二に  
業して二倍の値上ノ要求をせし二外ハ労働者より正合見  
ノ申込に基テ九ノ労働代表者合見折衝ノ結果事業に元  
ノ平均七トノ値上ノ完結をす一ト之ハ労働者側  
より争議物五ノ月ノ要求をせし二外ハ労働者側  
に業する、事業主ノ価格の協定ノ知悉を以テ労働  
ナリしハ労働者二三十名ノ代表者ノ見又二ト 五六十名ノ減  
少

事業に側ノ争議物五ノ月ノ要求をせし二外ハ労働者側  
労働者側ノ要求を以テ労働者側ノ要求を以テ労働者側